

水道料金について

平成29年4月使用分から

1. 水道料金(2か月分)の使用月・検針月・納入月は次のとおりです。

使用月	4～5月	6～7月	8～9月	10～11月	12～1月	2～3月	
検針月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	の月初め
納入月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	の末日

2. 裏面の早見表は2か月分の計算で、消費税8%を含んだ金額となります。

3. 装置料金(基本料金)は、給水管の口径により次のとおりです。

給水口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm
金額	2,527.20 円	3,715.20 円	10,746.00 円	25,639.20 円	37,562.40 円	87,631.20 円

4. 従量料金(使用料金)は次のとおりです。(2か月)

使用水量	1～20 ³ m	21～60 ³ m	61～200 ³ m	201 ³ m以上
1 ³ mあたり金額	68.04 円	197.64 円	258.12 円	264.60 円

5. 装置料金(基本料金)と従量料金(使用料金)を合計し、1円未満の端数を切り捨てした金額が実際の水道料金となります。

6. 一般家庭の給水口径はほとんどが13mmです。

7. 早見表による料金計算方法

(例)

◎13mmで2か月30³m使用の場合

装置料金…… 早見表から	=	2,527.20 円
従量料金…… 早見表30 ³ m	=	3,337.20 円
計	=	5,864.40 円
(1円未満端数切捨て)	≒	<u>5,864 円</u>

8. 早見表によらない又は早見表にない場合の料金計算方法

(例)

◎40mmで2か月 230 ³m使用の場合

装置料金…… 上記「3.」の給水口径から	=	25,639.20 円	(a) (給水口径40mm)
従量料金…… 上記「4.」の使用水量から			
20 ³ m × 68.04 円	=	1,360.80 円	(b) (1～20 ³ m:20)
40 ³ m × 197.64 円	=	7,905.60 円	(c) (21～60 ³ m:60-20=40)
140 ³ m × 258.12 円	=	36,136.80 円	(d) (61～200 ³ m:200-60=140)
30 ³ m × 264.60 円	=	7,938.00 円	(e) (201 ³ m～:使用数量-200)
230 ³ m	=	78,980.40 円	(f)=(a)+(b)+(c)+(d)+(e)
(1円未満端数切捨て)	≒	<u>78,980 円</u>	(g)≒(f)

山ノ内町公営企業

山ノ内町 建設水道課 電話 33-3114 有線 2050

量水器故障に関するお問い合わせ先 上水道係

水道料金に関するお問い合わせ先 水道管理係